

滋賀県トンネル修繕計画

令和5年3月（令和8年4月一部改訂）

滋賀県 土木交通部 道路保全課

目次

1. 対象施設	1
2. 計画期間	4
3. 基本方針及び短期的な数値目標	5
4. 対策の優先順位の考え方	5
健全度	5
重要度	6
対策予定一覧表	7

1. 対象施設

本計画の対象施設は、表1に示すとおりとする。

表1 本計画の対象施設

令和8年4月1日現在

施設名			路線名	建設年次 (西暦)	延長 (m)	施工法	管理事務所名	市区町村名	
No	トンネル名	ワカナ						起点	終点
1	途中トンネル	トチウトンネル	国道367号	1988	387	NATM	大津	大津市伊香立途中町	大津市伊香立途中町
2	花折トンネル	ハナオリトンネル	国道367号	1975	727	矢板	大津	大津市葛川坂下町	大津市伊香立途中町
3	牛の鼻トンネル	ウシハナトンネル	国道367号	1996	302	NATM	大津	大津市葛川坂下町	大津市葛川坂下町
4	行者山トンネル	ギョウジヤマトンネル	国道367号	1996	180	NATM	大津	大津市葛川坂下町	大津市葛川坂下町
5	坂下トンネル	サカノトンネル	国道367号	1993	636	NATM	大津	大津市葛川坂下町	大津市葛川坂下町
6	富川トンネル	トミカワトンネル	国道422号	2006	852	NATM	大津	大津市大石富川町	大津市大石富川町
7	牧町焼野トンネル	マキチョウヤノトンネル	主)大津信楽線	2018	364	NATM	大津	大津市上田上牧町	大津市上田上牧町
8	関津トンネル	セキツトンネル	国道422号	2019	378	NATM	大津	大津市関津	大津市大石東
9	桐生辻トンネル	キリウツジトンネル	主)大津信楽線	2002	414	NATM	大津	大津市上田上桐生町	大津市上田上桐生町
10	裏白トンネル(1号)	ウラジロトンネル(イチゴウ)	国道307号	1999	275	NATM	甲賀	甲賀市信楽町下朝宮	甲賀市信楽町下朝宮
11	裏白トンネル(2号)	ウラジロトンネル(ニゴウ)	国道307号	1999	224	NATM	甲賀	甲賀市信楽町下朝宮	甲賀市信楽町下朝宮
12	武平トンネル	ブヘイトンネル	国道477号	1971	325	矢板	甲賀(四日市)	三重県三重郡菰野町	甲賀市土山町大河原
13	三雲トンネル	ミクモトンネル	主)草津伊賀線	1991	900	NATM	甲賀	湖南省三雲	湖南省三雲
14	石樽トンネル	イシヅクトンネル	国道421号	2011	4,157	NATM	東近江	三重県いなべ市大安町	東近江市黄和田町
15	佐目隧道	サメイトウ	国道421号	1968	85	矢板	東近江	東近江市佐目町	東近江市佐目町
16	相谷第一トンネル	アイダニダイイチトンネル	国道421号	2006	154	NATM	東近江	東近江市永源寺相谷町	東近江市永源寺相谷町
17	蔵王隧道	ザウサウイトウ	国道477号	1985	188	矢板	東近江	蒲生郡日野町蔵王	蒲生郡日野町蔵王

施設名			路線名	建設年次 (西暦)	延長 (m)	施工法	管理事務所名	市区町村名	
No	トンネル名	フリガナ						起点	終点
18	箕川トンネル	ミカガワトンネル	主)多賀永源寺線	1998	100	NATM	東近江	東近江市箕川町	東近江市箕川町
19	鞍掛トンネル	カサカサトンネル	国道 306 号	1974	745	矢板	湖東	三重県いなべ市藤原町	犬上郡多賀町大君ヶ畑
20	佐目トンネル	サメトンネル	国道 306 号	1990	1,045	NATM	湖東	犬上郡多賀町佐目	犬上郡多賀町佐目
21	彦根お城トンネル	ヒコネお城トンネル	一)彦根環状線	2024	1,135	NATM	湖東	彦根市原町	彦根市松原町
22	寺越トンネル	テラコシトンネル	主)山東本巢線	1995	611	NATM	長浜	米原市曲谷	米原市曲谷
23	堂屋敷トンネル	ドウヤシキトンネル	主)山東本巢線	1995	468	NATM	長浜	米原市曲谷	米原市曲谷
24	新横山トンネル	シンヨコヤマトンネル	一)大野木志賀谷長浜線	2002	356	NATM	長浜	米原市菅江	長浜市鳥羽上町
25	横山隧道	ヨコヤマズイトウ	一)大野木志賀谷長浜線	1923	164	矢板	長浜	米原市菅江	長浜市鳥羽上町
26	谷坂隧道	タニカズイトウ	一)郷野湖北線	1935	300	矢板	長浜	長浜市郷野町	長浜市小室町
27	観音坂トンネル	カンノンザカトンネル	一)間田長浜線	2015	531	NATM	長浜	米原市朝日	長浜市石田町
28	金居原トンネル	カネイハラトンネル	国道 303 号	2002	307	NATM	木之本	長浜市木之本町金居原	長浜市木之本町金居原
29	川合トンネル	カワイトンネル	国道 303 号	2001	1,131	NATM	木之本	長浜市木之本町川合	長浜市木之本町川合
30	新檜鳥坂トンネル	シンアツリザカトンネル	国道 303 号	1996	382	NATM	木之本	長浜市木之本町川合	長浜市木之本町田部
31	城山トンネル	シロヤマトンネル	国道 303 号	1997	100	NATM	木之本	長浜市木之本町田部	長浜市木之本町田部
32	岩熊隧道	イワクマズイトウ	国道 303 号	1967	787	矢板	木之本	長浜市西浅井町岩熊	長浜市西浅井町八田部
33	岩熊第二トンネル	イワクマダイニトンネル	国道 303 号	2001	796	NATM	木之本	長浜市西浅井町岩熊	長浜市西浅井町八田部
34	奥琵琶トンネル	オクビバトンネル	国道 303 号	1983	1,155	矢板	木之本	長浜市西浅井町黒山	高島市マキノ町野口
35	椿坂トンネル	ツバサザカトンネル	国道 365 号	2012	1,842	NATM	木之本	長浜市余呉町椿坂	長浜市余呉町中河内
36	片山隧道	カタヤマズイトウ	主)木之本長浜線	1979	320	矢板	木之本	長浜市高月町熊野	長浜市高月町片山

施設名			路線名	建設年次 (西暦)	延長 (m)	施工法	管理事務所名	市区町村名	
No	トンネル名	フリガナ						起点	終点
37	柳ヶ瀬トンネル	ヤカガセトンネル	一)敦賀柳ヶ瀬線	1884	1,377	矢板	木之本	福井県敦賀市刀根	長浜市余呉町柳ヶ瀬
38	杉本隧道	スギモトズイトウ	一)杉本余呉線	1918	310	矢板	木之本	長浜市木之本町杉本	長浜市余呉町上丹生
39	明神トンネル	ミヨウジントンネル	一)中河内木之本線	1998	104	NATM	木之本	長浜市余呉町菅並	長浜市余呉町菅並
40	七々頭トンネル	ナナヅトンネル	一)中河内木之本線	2000	101	NATM	木之本	長浜市余呉町菅並	長浜市余呉町菅並
41	賤ヶ岳隧道	シズカダケズイトウ	一)飯浦大音線	1927	382	矢板	木之本	長浜市木之本町山梨子	長浜市木之本町大音
42	八草トンネル	ハチクサトンネル	国道 303 号	2000	3,025	NATM	木之本	岐阜県揖斐郡揖斐川町	長浜市木之本町金居原
43	北海道トンネル	ホッカイドトンネル	一)中河内木之本線	2001	239	NATM	木之本	長浜市余呉町菅並	長浜市余呉町菅並
44	水坂トンネル	ミヅカトンネル	国道 303 号	1985	798	矢板	高島	高島市今津町角川	高島市今津町杉山
45	寒風トンネル	サムカゼトンネル	国道 303 号	1967	256	矢板	高島	高島市今津町杉山	高島市今津町杉山
46	海老坂トンネル	エビサカトンネル	国道 303 号	2015	294	NATM	高島	高島市今津町追分	高島市今津町保坂
47	沢隧道	サズイトウ	一)市場野田鴨線	1962	135	矢板	高島	高島市朽木宮前坊	高島市武曾横山
48	大崎第五隧道	オオサキダイゴズイトウ	一)西浅井マキノ線	1936	80	矢板	高島	高島市マキノ町海津	高島市マキノ町海津
49	大崎第四隧道	オオサキダイヨズイトウ	一)西浅井マキノ線	1936	55	矢板	高島	高島市マキノ町海津	高島市マキノ町海津
50	大崎第三隧道	オオサキダイサンズイトウ	一)西浅井マキノ線	1936	58	矢板	高島	高島市マキノ町海津	高島市マキノ町海津
51	大崎第二隧道	オオサキダイニズイトウ	一)西浅井マキノ線	1936	56	矢板	高島	高島市マキノ町海津	高島市マキノ町海津
52	大崎第一隧道	オオサキダイイチズイトウ	一)西浅井マキノ線	1936	222	矢板	高島	高島市マキノ町海津	高島市マキノ町海津

主)は主要地方道、一)は一般県道を指す。

○事務所別、建設年次別施設数

事務所別、建設年次別の施設数を表2、表3に示す。

表2 事務所別施設数

事務所名	施設数
大津土木事務所	9
南部土木事務所	0
甲賀土木事務所	4
東近江土木事務所	5
湖東土木事務所	3
長浜土木事務所	6
長浜土木事務所木之本支所	16
高島土木事務所	9
合計	52

表3 建設年次別施設数

建設年次	施設数
～1900	1
1910～1919	1
1920～1929	2
1930～1939	6
1960～1969	4
1970～1979	4
1980～1989	4
1990～1999	13
2000～2009	10
2010～	7
合計	52



写真1 柳ヶ瀬トンネル

1884年に建設された柳ヶ瀬トンネルは、2003年に土木学会選奨土木遺産[※]に認定されている。

※土木学会選奨土木遺産：社団法人土木学会が、日本国内の歴史的建造物のうち土木構造物について、これの保存に資することを目的として構造物群を「土木遺産」に認定して顕彰する制度、及びこれにより顕彰された土木構造物群のこと。2000年より認定を開始。

2. 計画期間

本計画は、5年に一度の定期点検を踏まえ、メンテナンスサイクルの取り組みを着実に進めるために、今後5年間を対象とした計画とする。ただし、点検結果等を踏まえ、適宜、更新を行うものとする。

3. 基本方針および短期的な数値目標

○集約化撤去

令和8年度までに管理する施設のうち2基程度について、施設の通行止め、撤去に伴う迂回路整備や、機能縮小、複数施設の集約化などの検討を、周辺自治体および自治会と協議のうえ、社会経済情勢や施設の利用状況の変化、施設周辺の道路の整備状況、点検・修繕・更新等に係る中長期的な費用等を考慮し、実施することを目標とする。なお、集約化によるコスト縮減効果として、今後5年間で約1,000千円のコスト縮減効果を目標としている。

○新技術等の活用

2巡目の定期点検からすべての施設で新技術の活用を検討する。

令和8年度までに管理するすべての施設について、修繕や点検等に係る新技術等の活用を検討を行うとともに、約1割程度の管理施設において、費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術等を活用することを目標とする。

○費用縮減

計画的に予防的な修繕を行うことで維持管理費用が縮減できることから、予防保全に転換し、コスト縮減を見込む。

2巡目の定期点検からすべての施設で新技術の活用を検討することとし、令和8年度までに管理する施設のうち、1巡目点検において従来技術を使用した約3基に対しては新技術等を活用した点検を実施することで、約1,000千円のコスト縮減を目標とする。

4. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位を決定するための優先度は、トンネルの管理施設数が橋梁ほど多くないことから、原則として点検結果による健全度により設定するものとする。健全度が同程度の場合は、重要度を加味して設定するものとする。

ただし、点検結果のバラツキや同一事務所で同時期の集中等を考慮し、安全性を確認したうえで、道路管理者の判断により優先順位を決定しているものもある。

○健全度

健全度は、トンネル点検要領（国土交通省 道路局）に基づき、点検・診断した結果、判定区分Ⅰ～Ⅳの四段階で評価するものとし、「Ⅳ」については重要度に関わらず緊急に対策を、判定区分「Ⅲ」については、早期(5年以内)に対策を行うものとする。

また、判定区分「Ⅱ」の施設については、他の施設の状況に応じ、必要と判断した場合に対策を行うものとする。

表 4 判定区分

判定区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

○重要度

重要度は、交通量及び緊急輸送道路の指定の有無により評価し、次の図に示すとおり設定するものとする。

交通量	◎ : 3000 台以上/12h	標準	重要	最重要
	○ : 1000 台以上 3000 台未満	標準	重要	重要
	△ : 1000 台未満	標準	標準	標準
		指定なし	三次	一次、二次
		緊急輸送道路		

図 1 重要度の重点化指標

